

岐阜県公報

第二千二百二十七号
平成二十三年二月二十五日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定

平成二十二年度産林業用配布種苗の種類、予定数量、価格

(男女参画青少年課) 九二八ページ

等

道路の区域変更

保安林の指定予定

(林政課) 九二八

(道路維持課) 九二八

(中濃農林事務所) 九二八

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

政治団体の異動事項の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

資金管理団体の異動事項の公表

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表(同)

(選挙管理委員会) 九二九

(同) 九三〇

(同) 九三一

(同) 九三二

(同) 九三三

(同) 九三三

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

土地改良事業の工事の完了

開発行為の工事の完了

土地改良区の定款の変更認可

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・普通・大特・普通二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の

実施

(環境生活政策課) 九三三

(農地計画課) 九三四

(建築指導課) 九三四

(飛騨農林事務所) 九三四

(運転免許課) 九三四

(同) 九三四

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・大特・普通二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

(同) 九三六

正誤

目次中訂正

救急診療所の認定中訂正

(法務・情報公開課) 九三八

(医療整備課) 九三八

告 示

岐阜県告示第百三三号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第二十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名等
映 画	トリプル不倫	濡れざかり	オーピー映画
	囚われの淫獣		オーピー映画
	恋の罪		田 浜
	となりの人妻 熟れた匂い		オーピー映画
	和服姉妹 愛液かきまわす		オーピー映画
	家庭教師と未亡人義母 ~まさぐり狂宴~		オーピー映画

2 指定年月日

平成 23 年 2 月 25 日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百三三号

県が生産した平成二十二年産産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとおり定めたので、林業用種苗配付規則（昭和二十四年岐阜県規則第六号）第三条の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

種 類	樹 種	予定数量(キログラム)	一キログラム当たりの税込み価格(円)
同 同	育種種子	五八・〇〇〇	一三、三九七
	ひのき	・三九五	一三、三九七
同	あかまつ	・五〇〇	一三、三九七
同	くろまつ	・五〇〇	一三、三九七

岐阜県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県損斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
県道	中之元古川線	揖斐郡大野町大字瀬古字 松九番地先地内	一〇・〇	三・四	三・六	四八	六九〇

岐阜県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市板取字平瀬高一七七七の一、字寺野一七八〇、一七八一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置くこと縦覧に供する。）

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安藤もとちか後援会	辻 敏 朗	安 藤 亜 衣	岐阜市福光南町 20 - 11
えさき洋子後援会	江 崎 洋 子	江 崎 洋 子	岐阜市早田大通 1 - 27
太田まさし後援会	中 野 誠 一	太 田 正 志	関市千足 1082 - 6
大橋みつお後援会	田 中 清 隆	松 葉 敏 敏	養老郡養老町大巻 5668
おかべただとし後援会	岡 部 忠 敏	岡 部 忠 敏	美濃市藍川 10 - 10
川合治義後援会	川 合 治 義	川 合 恵 子	関市神野 1244 - 1
郡上市渡辺猛之助後援会	前 田 守 廣	渡 辺 友 三	郡上市白鳥町中西 68
郷明夫後援会	郷 明 夫	可 児 多 恵 子	山県市高富 1738
こぼり将大後援会	小 堀 将 大	小 堀 将 大	岐阜市向加野 2 - 23 - 2

三田正敏後援会	伊藤 徳 男	三田 静 代	養老郡養老町押越 1084 1
白木善博後援会	白 木 善 博	栗 野 敏 彦	揖斐郡大野町黒野 1111 2
たいぞうサポートクラブ	渡 辺 泰 三	渡 辺 文 泰	多治見市田代町 3 13
高殿なおし後援会	高 殿 尚	北 村 大 輔	高山市天満町 3 73 3
寺島よしえ後援会	寺 島 芳 枝	寺 島 芳 枝	多治見市根本町 1 7 69
長沢重夫後援会	大 橋 直 廣	長 澤 利 廣	養老郡養老町橋爪 588 1
中田ゆみこ後援会	中 田 由 美 子	中 田 由 美 子	大垣市東町 1 88 6
中村ひとみ後援会	中 村 ひ と み	中 村 ひ と み	不破郡垂井町 2162 50
中村正孝後援会	中 村 正 孝	中 村 正 孝	安八郡神戸町大字神戸 488
長屋ちとせを励まし育てる会	長 屋 一 幸	長 屋 千 歳	岐阜市山吹町 6 20 2
成瀬のりおを育てる会	成 瀬 進	金 森 正 之	瑞浪市明世町月吉 573
ひろせ一彦後援会	廣 瀬 一 彦	廣 瀬 一 彦	揖斐郡大野町黒野 2267 64
町の明日を考える会野村みさと後援会	野 村 実 里	野 原 昭 称	揖斐郡池田町下東野 17
瑞浪市再生研究会	井 澤 康 樹	井 澤 由 紀	瑞浪市寺河戸町 1238 2
南谷佳寛後援会	南 谷 佳 寛	南 谷 充 紀	羽島市竹鼻町 2422 1
村山景一を育てる会	佐 藤 平 和	村 山 宏 人	関市小野 661
やまこし恵一後援会	山 腰 恵 一	山 腰 恵 一	高山市江名子町 2510 5
吉村浩平後援会	高 木 茂 家	小 栗 祐 治	中津川市中津川 3133 1

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治

団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成三十三年四月十日

岐阜県選挙区別議員名簿
岐阜県 大 塚 保 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党大野町支部	代 表 者	中 川 仁 志	長 沼 健治郎
	会 計 責 任 者	田 代 義 明	関 谷 透
自由民主党坂下町支部	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町西方1057 4	揖斐郡大野町小衣斐104 1
	代 表 者	石 橋 勉	吉 村 俊 廣
自由民主党坂下町支部	会 計 責 任 者	糸 魚 川 修	森 泰 樹
	主たる事務所の所在地	中津川市坂下1756 2	中津川市坂下315
民主党岐阜県第2区総支部	会 計 責 任 者	松 田 光 世	橋 本 勉
	伊藤順子を育てる会	伊 藤 剛	伊 藤 順 子
岐阜県医師連盟郡上市支部	代 表 者	鷲 見 靖 彦	坂 本 由 之
	会 計 責 任 者	楠 武 史	園 藤 芳 樹
岐阜県私学教育研究会	主たる事務所の所在地	郡上市白鳥町為真1286 1	郡上市八幡町島谷475 1
	代 表 者	佐 々 木 淳	杉 山 勝 久
	会 計 責 任 者	富 田 幸 雄	佐 々 木 淳
	主たる事務所の所在地	岐阜市佐久間町45	岐阜市島原町33

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示

岐阜県美容政治連盟	会 計 責 任 者	村 山 正 子	都 竹 学
岐阜政経会	代 表 者	安 田 英 男	安 田 謙 三
岐阜政経フオーラム	名 称	岐阜政経フオーラム	安田けん三を育てる会
	代 表 者	安 田 英 男	大 洞 長 栄
幸福実現党美濃加茂後援会	代 表 者	奥 地 廣 子	木 村 寿 美 重
真政会	会 計 責 任 者	永 島 喜 一 朗	日 比 野 元
全国旅館政治連盟岐阜県支部	会 計 責 任 者	野 原 伸 之	野 原 常 敬
橋本へん(勉)政経研究会	会 計 責 任 者	松 田 光 代	橋 本 勉
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町2 2 1	揖斐郡揖斐川町三輪952
林よしゆき後援会	代 表 者	北 岡 剛	古 田 十 世 彦
水野たけお後援会	会 計 責 任 者	松 葉 ナルミ	藤 垣 直 也

岐阜県選挙区別議員名簿第十号

岐阜県選挙区別議員名簿(昭和三十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、岐阜県選挙区別議員名簿(昭和三十三年法律第九十四号)「回覧票」の欄に「その名簿を次のとおり訂正する」と記載されていることにより、この名簿を次のとおり訂正する。

平成三十三年四月十日

岐阜県選挙区別議員名簿
岐阜県 大 塚 保 幸

伊藤順子を育てる会	伊藤 剛	伊藤 剛	加茂郡八百津町野上 1024 4	平成21年 12月31日		
勝股敬後援会	勝 股 敬	工藤 正明	瑞浪市稲津町萩原 319 2	平成22年 12月25日		
元氣な各務原市をつくる会	河 合 良 房	左 高 政 義	各務原市蘇原青雲町 5 61	平成22年 12月31日		
関谷透後援会	馬 淵 義 一	林 勲	揖斐郡大野町黒野 1872	平成23年 1月15日		
善隣会	高 崎 善 文	高 崎 美千雄	安八郡神戸町大字横井字上 新田 1579 3	平成22年 12月31日		
町民主役の神戸町政を考 える会	高 崎 善 文	斉 藤 滋 信	安八郡神戸町大字川西 125 1	平成22年 12月31日		
つちの守後援会	土 野 守	都 竹 勝	高山市七日町 3 43	平成22年 12月20日		
博友会	上 野 登志博	上 野 和 彦	山県市藤倉 414 2 2	平成21年 12月20日		
未来派クラブ	山 川 博 己	日下部 隆	下呂市幸田 1163 1	平成22年 12月31日		

岐阜県選挙管理委員会公告第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
選挙管理団体等定款が提出されたので、同法第十九条第二項の規定により、その定款
提出日のみ及び提出場所。

平成三十三年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 塚 保 雄

届出をした 者の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名
江崎 洋子	岐阜市議会議員	えさぎ洋子後援会	岐阜市早田大 通 1 27	江崎 洋子

岡部 忠敏	美濃市議会議員	おかべただとし後 援会	美濃市藍川 10 10	岡部 忠敏
郷 明夫	岐阜県議会議員	郷明夫後援会	山県市高富 1738	郷 明夫
小堀 将大	岐阜市議会議員	こぼり将大後援会	岐阜市向加野 2 23 2	小堀 将大
佐藤 真紀	大垣市議会議員	佐藤まさ友の会	大垣市本町 1 60	佐藤 真紀
高殿 尚	岐阜県議会議員	高殿なおし後援会	高山市天満町 3 73 3	高殿 尚
寺島 芳枝	多治見市議会議 員	寺島よしえ後援会	多治見市根本 町 1 - 7 - 69	寺島 芳枝
中田由美子	大垣市議会議員	中田ゆみこ後援会	大垣市東町 1 88 6	中田由美子

中村ひとみ	垂井町 議会議員	中村ひとみ後援会	不破郡垂井町 2162 50	中村ひとみ
野村 実里	池田町長	町の明日を考える 会野村みさと後援 会	揖斐郡池田町 下東野 17	野村 実里
廣瀬 一彦	大野町 議会議員	ひろせ一彦後援会	揖斐郡大野町 黒野 2267 64	廣瀬 一彦
山腰 恵一	高山市 議会議員	やまこし恵一後援 会	高山市江名子 町 2510 5	山腰 恵一

岐阜県選挙管理委員会告示第 111 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動届提出次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の称	異動事項	新	旧
島田 千寿	島田ちとし後援会	公職の種類	岐阜県議会議員	中津川市議会議員
橋本 勉	橋本へん（勉）政経研究会	主たる事務所 の所在地	東京都千代田区永田町 2 1	揖斐郡揖斐川町 三輪 952

岐阜県選挙管理委員会告示第 112 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
勝股 敬	瑞浪市議会議員	勝股敬後援会	瑞浪市稲津町 萩原 319 2	勝股 敬
高崎 善文	神戸町長	町民主役の神戸町 政を考える会	安八郡神戸町 大字川西 125 1	高崎 善文
土野 守	高山市長	つちの守後援会	高山市七日町 3 43	土野 守
野村 実里	池田町長	街の明日を考える 会	揖斐郡池田町 下東野 17	野村 実里
山川 博己	下田市議会議員	未来派クラブ	下田市幸田 1163 1	山川 博己

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人清雲会英伸シルバアカデミー

三 代 表 者 の 氏 名 篠田 清子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大福町七丁目一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者に対して住み慣れた地域社会で生活を続けることができるように、地域の医療・福祉・介護事業者と連携し、介護マンパワーの養成とキャリアアップ・介護サービスの研究開発ならびに直接サービスのに関わる事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種別	公共施設の位置及び区域
岐阜県指令岐建築第二四号 平成二一・四・二八 同岐建築第二八号の二 同二一・一一・一一	羽島郡笠松町米野字村中四〇七番及び四〇八番	道路、下水	開発登録簿による
開発許可を受けた者の住所及び氏名 羽島郡笠松町前町七八番地の一 高橋コーポレーション株式会社 代表取締役 高橋 直樹			

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古田 肇

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	南大野地区 （農業用排水施設整備） 南大野地区 （農業用道路整備）	平成二一・二・一九 平成二一・一・二三

土地改良区名	認可年月日
神岡町石神土地改良区	平成三三・一一・二五

道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普自一・牽引・大型一種・中型一種・普通一種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期日	場所
大型自動車免許に係る技能検定員審査（大型）	平成二十三年九月十四日 同 年同月二十九日 同 年十月十三日 同 年十一月十六日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課
中型自動車免許に係る技能検定員審査（中型）	平成二十三年九月十二日 同 年同月二十一日 同 年同月二十六日 同 年十月三日 同 年十一月七日 同 年同 月十四日	
普通自動車免許に係る技能検定員審査（普通）	平成二十三年七月十九日及び同月二十日 同 年八月二十二日	
大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査（大特）	平成二十三年九月十五日 同 年同月二十八日 同 年十月十二日 同 年十一月十日	
普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査（普自二）	平成二十三年九月十三日 同 年同月二十日 同 年同月二十七日	

- 二 技能検定員審査の申請手続に関する事項
- 1 申請に必要な書類
 - ア 審査申請書
 - イ 住民票の写し
 - ウ 運転記録証明書
 - エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し
 - オ 第二種免許に係る審査については、規則第七条第一項の表に規定する当該技能検定員資格者証の写し
 - カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - 2 提出先 岐阜県公安委員会（交通部運転免許課経由）
 - 三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

牽引免許に係る技能検定員審査（牽引）	同 年十一月八日 同 年同 月十五日 平成二十三年九月二十二日 同 年十月五日 同 年同月十七日 同 年十一月九日
大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査（大型二種）	平成二十三年五月九日 同 年同月二十三日 同 年十二月五日 同 年同 月十九日
中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査（中型二種）	平成二十三年五月九日 同 年同月二十三日 同 年十二月五日 同 年同 月十九日
普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査（普通二種）	平成二十三年五月九日 同 年同月二十三日 同 年十二月五日 同 年同 月十九日

1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能に関する知識	法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
技能に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。
技能に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

技能検定に関する知識

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

技能検定に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
------------	---------------------	---

道路運送法（昭和三十五年法律第五号）以下「法」という。（第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第一条の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 教習指導員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期	日	場所
大型自動車免許に係る教習指導員審査（大型）	同	平成二十三年六月二十二日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号

中型自動車免許に係る 教習指導員審査(中型)	同 年八月十五日	岐阜県警察本部交通部運 転免許課	<p>(中型一種)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1348 1187 1430 1444">普通自動車第一種免許 に係る教習指導員審査 (普通二種)</td> <td data-bbox="1348 1467 1430 1769">同 年十二月五日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1284 1187 1348 1444">同</td> <td data-bbox="1284 1467 1348 1769">同 年同月十九日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1187 1284 1444">同</td> <td data-bbox="1220 1467 1284 1769">平成二十三年五月九日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1157 1187 1220 1444">同</td> <td data-bbox="1157 1467 1220 1769">同 年同月二十三日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1187 1157 1444">同</td> <td data-bbox="1093 1467 1157 1769">同 年同月二十五日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1029 1187 1093 1444">同</td> <td data-bbox="1029 1467 1093 1769">同 年同月十九日</td> </tr> </table>	普通自動車第一種免許 に係る教習指導員審査 (普通二種)	同 年十二月五日	同	同 年同月十九日	同	平成二十三年五月九日	同	同 年同月二十三日	同	同 年同月二十五日	同	同 年同月十九日
普通自動車第一種免許 に係る教習指導員審査 (普通二種)	同 年十二月五日														
同	同 年同月十九日														
同	平成二十三年五月九日														
同	同 年同月二十三日														
同	同 年同月二十五日														
同	同 年同月十九日														
普通自動車免許に係る 教習指導員審査(普通)	平成二十三年八月十六日及 び同月十七日 同 年九月十六日														
大型特殊自動車免許に 係る教習指導員審査 (大特)	平成二十三年六月十六日 同 年同月二十三日 同 年七月七日 同 年八月十一日														
普通自動車二輪車免許に 係る教習指導員審査 (普自二)	平成二十三年六月十四日 同 年同月二十一日 同 年同月二十八日 同 年七月五日 同 年八月九日														
牽引免許に係る教習指 導員審査(牽引)	平成二十三年六月十五日 同 年同月二十九日 同 年七月六日 同 年八月十日														
大型自動車第一種免許 に係る教習指導員審査 (大型一種)	平成二十三年五月九日 同 年同月二十三日 同 年十二月五日 同 年同月十九日														
中型自動車第一種免許 に係る教習指導員審査	平成二十三年五月九日 同 年同月二十三日														

<p>学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p>									
<p>2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="638 197 699 309">審査項目</th> <th data-bbox="638 309 699 571">審査細目</th> <th data-bbox="638 571 699 1064">審査方法等</th> </tr> <tr> <td data-bbox="507 197 638 309">教習に関する技能</td> <td data-bbox="507 309 638 571">教習指導員として必要な自動車の運転技能</td> <td data-bbox="507 571 638 1064">技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 197 507 309">教習に関する知識</td> <td data-bbox="414 309 507 571">道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する</td> <td data-bbox="414 571 507 1064">実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</td> </tr> </table>	審査項目	審査細目	審査方法等	教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。	教習に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。	<p>（原稿誤り） 平成二十三年二月四日二千二百二十二号 目次八八三頁上段前から五行目中「救急診療所の認定」は、「救急病院の認定」の誤り。</p> <p>（原稿誤り） 平成二十三年二月四日二千二百二十二号 救急診療所の認定（岐阜県告示第五十六号）八八四頁上段後から十行目中「救急診療所」は「救急病院」の誤り。</p>
審査項目	審査細目	審査方法等								
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。								
教習に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。								

平成二十三年二月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ一
ビー・オール・テクノセンター